

その他の資料

- 1 令和8年度 戸塚区地域防災拠点運営委員会担当者一覧表
- 2 戸塚区地域防災拠点備蓄物資標準一覧
- 3 戸塚区地域防災拠点運営員会助成金交付要領
- 4 横浜市地域防災活動奨励助成金交付要綱

令和8年度 戸塚区地域防災拠点運営委員会担当者一覧表

No.	地域防災拠点	担当部課長	担当係長
1	名瀬小	森 戸塚土木事務所副所長	鈴木 生活支援課生活支援係長
2	名瀬中		品川 高齢・障害支援課高齢・障害係長
3	川上北小	緑川 福祉保健センター長	吉岡 総務課予算調整係長
4	東品濃小		加藤 保険年金課国民年金係長
5	品濃小		神成 税務課担当係長
6	平戸小	尾崎 福祉保健課長	近藤 生活支援課生活支援担当係長
7	平戸台小		阿部 区政推進課まちづくり調整担当係長
8	境木中	梅田 生活衛生課長	仲澤 生活衛生課環境衛生係長
9	上矢部小	鈴木 税務課長	山口 戸籍課担当係長
10	川上小	藤井 こども家庭支援課 学校連携・こども担当課長	中川 福祉保健課運営企画係長
11	秋葉小		鈴木 こども家庭支援課こども家庭係長
12	柏尾小	堀内 地域振興課長	宮澤 区政推進課企画調整係長
13	鳥が丘小	御船 区政推進課長	望月 区政推進課広報相談係長
14	矢部小		藤原 生活支援課生活支援担当係長
15	東戸塚小	藤田 高齢・障害支援課長	佐藤 高齢・障害支援課高齢者支援担当係長
16	舞岡中	河合 保険年金課長	尾島 福祉保健課事業企画担当係長
17	舞岡小		結城 保険年金課保険係長
18	旧南舞岡小		立川 総務課庶務係長
19	汲沢小	石和田 総務課長	浅野 こども家庭支援課担当係長
20	東汲沢小		田中 地域振興課まちの安心・安全担当係長
21	戸塚中	関 戸籍課長	有賀 戸籍課担当係長
22	戸塚小		上原 戸籍課キャリアスタッフ 檜垣 戸籍課キャリアスタッフ
23	南戸塚小	竹内 副区長 神内 地域振興課読書活動推進担当課長	亀若 区政推進課地域力推進担当係長
24	南戸塚中		木村 総務課統計選挙係長
25	倉田小	舗 こども家庭支援課長	渡邊 保険年金課収納担当係長
26	豊田中	勝俣 戸塚土木事務所所長	篠 保険年金課給付担当係長
27	汲沢中	神尾 生活支援課長	青木 地域振興課生涯学習支援担当係長
28	深谷小	高橋 地域振興課資源化推進担当課長	福田 こども家庭支援課こども家庭支援担当係長
29	横浜深谷台小	安藤 福祉保健センター担当部長 佐藤 税務担当課長	石塚 税務課担当係長
30	深谷中	高橋 地域振興課資源化推進担当課長	中込 地域振興課資源化推進担当係長
31	大正小	安藤 福祉保健センター担当部長 佐藤 税務担当課長	福島 土木事務所キャリアスタッフ
32	大正中		五月女 地域振興課地域活動係長
33	小雀小		加藤 生活衛生課食品衛生係長
34	東俣野小		速水 こども家庭支援課担当係長
35	下郷小	竹内 副区長 神内 地域振興課読書活動推進担当課長	西田 税務課担当係長

※敬称略

戸塚区地域防災拠点備蓄物資標準一覧

令和8年5月 現在

区分	品目	定数量	区分	品目	定数量
飲食料	クラッカー・缶入り保存パン	2000食	生活用品	給水用水槽(1t)	1個
	飲料水※1	2216本		受水槽用蛇口※3	1式
	レトルト玄米食品※1	200食		救急箱(原則保健室保管)	1箱
	栄養補助食品(栄養補助ゼリー)※1	400食		身体ふき兼おしりふきシート※1	100個
	おかゆ	460食		歯みがきシート※1	320個
	スープ	220食		哺乳瓶・哺乳瓶(使い捨て)	40個
	粉ミルク	20缶 (うちアレルギー対応1缶)	資機材	パーティション(テント型間仕切り/約4㎡)※4	12張
	液体ミルク	24本		パーティション(テント型間仕切り/約7㎡)※4	6張
生活用品	灯油式かまどセット (小学校及び深谷中学校)	1台		簡易ベッド(組み立て式コット)※4	7台
	灯油式かまどセット用ガス式発電機 (小学校及び深谷中学校)	1台		エアマット(空気入れ2台、電動ポンプ1台付)※1	120個
	ガスかまどセット (深谷中学校を除く中学校の拠点)	1台		簡易防犯カメラ(SDカード1枚・単3乾電池4本付)	2台
	なべ・カセットコンロ	1セット		防犯ブザー	10個
	LEDランタン	80個		ガソリン式発電機	3台
	テント	2張		ガス式発電機 (カセットボンベ12本付)	3台
	生理用品	425枚		ヘルメット(折り畳み式)	10個
	大人用おむつ	210枚		投光器	5台
	子供用おむつ	1350枚		コードリール	5個
	下水直結式仮設トイレ(ハマッコトイレ)	5基		担架	10本
	組立式仮設トイレ	2基		拡声器(ハンドマイク)	2個
	簡易トイレ便座(パック式トイレ(本体))	6基		リヤカー	2台
	トイレバック	5000セット	グラウンドシート	10枚	
	トイレトーパー	192巻	感染症対策資器材	サージカルマスク	10箱(500枚)
	アルミブランケット	240枚		小さめマスク	6箱(300枚)
	毛布※2	240枚		消毒液(ハイター)	2本
	保温用シート	150枚		雑巾	10枚
	デジタル移動無線子機・延長コード	1式		使い捨て手袋	700枚
	特設公衆電話用電話機・コード	2式	泡ハンドソープ	10本	
	防災ラジオ(ECOラジオ)	2個	アルコール消毒液	40本(20L)	
トランシーバー(アイコムIC-4100)	2式	戸塚区独自品	ノーバンク自転車	1台	
ピブス(橙・青)(運営委員用)	各10枚		トランシーバー(ケンウッド)	2台	
多言語表示シート、コミュニケーションボード	各1式		トランシーバー(アイコムIC-4110)	2台	
			カセットボンベ	36本	
			LEDランタン用アルカリ乾電池(単四形)	320本	
		灯油(小学校及び深谷中学校)	10㍓		
		ガソリン	15㍓		

※1 令和7年度から令和11年度にかけて拡充配備を進めています。
 ※2 毛布は防災備蓄庫にすべて備蓄することができないため、足りない分を区役所や消防出張所等に備蓄しています。
 ※3 受水槽用蛇口は、原則、受水槽を設置している地域防災拠点に配備しています。
 ※4 拠点によっては、一部を方面別備蓄庫等に保管しています。

戸塚区地域防災拠点運営委員会助成金交付要領

(目的)

第1条 この要領は、戸塚区の地域防災拠点運営委員会(以下「運営委員会」という。)が行う、災害時の避難生活に備えた訓練及び平時避難訓練その他の活動に対する助成金の交付に関して必要な事項を定めるものとします。

(助成対象)

第2条 この要領に基づく助成の対象は、次のとおりとします。

(1) 地域防災拠点運営委員会開催経費

(2) 地域防災訓練等経費

2 前項の規定にかかわらず、交際費、慶弔費、懇親会費、直接事業と関連のない視察・研修費・食糧費等、客観的に公益上必要性が高いとはいえない経費については、本助成金の対象外とします。

(助成額)

第3条 この要領に基づく助成額は、7万5千円を限度とします。

(助成申請)

第4条 運営委員会が助成金を受けようとするときは、次の書類を戸塚区地域防災拠点運営委員会連絡協議会(以下「協議会」という。)会長に提出するものとします。

(1) 助成金交付申請書(様式1)

(2) 事業計画書(様式2)

(助成金の決定)

第5条 協議会会長は、前条に定める書類を受理したときは、速やかに書類及び事業の内容を審査し、承認または不承認を決定するものとします。

2 協議会会長は、前項の決定後速やかに、申請運営委員会に対して助成金交付決定通知書(様式3)または助成金不交付決定通知書(様式4)を交付するものとします。

(助成金の請求及び交付)

第6条 運営委員会は、前条により交付の決定を受けたときは、次の書類を協議会会長に提出するものとします。

(1) 助成金請求書(様式5)

(2) 助成金交付決定通知書(様式3)の写し

2 協議会会長は、適正な助成金請求書を受理した日から30日以内に、助成金を交付するものとします。

(助成金の取り消し等)

第7条 協議会は、運営委員会が次の各号に該当する場合は、すでに交付した助成金の一部または全部の返還を求めることができます。

- (1) 虚偽その他不正な手続きにより助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成の目的以外に助成金の交付を受けたとき。
- (3) 事業を中止したとき。
- (4) その他この要領に違反したとき。

2 運営委員会は、この助成金に余剰が生じたときは、当該余剰金を返還しなければなりません。

(事業報告及び助成金の精算)

第8条 運営委員会は、事業終了後速やかに協議会会長あて、事業報告及び助成金の精算のため、次の書類を提出するものとします。

- (1) 事業報告書(様式6)
- (2) 助成金精算書(様式7)

(経費の明確化)

第9条 運営委員会は、収支簿を作成し、助成金の使途について明らかにしておかなければなりません。

- 2 協議会は、必要があると認めた場合には、運営委員会の経理に関する書類の検査をすることができます。
- 3 協議会は、必要があると認めた場合には、活動状況について運営委員会に報告を求めることができます。

(その他)

第10条 この要領に定めるものの他、この要領の実施に必要な事項は、協議会会長が定めるものとします。

附則

(施行期日)

この要領は、平成8年7月30日から施行する。

附則

(施行期日)

この要領は、平成15年6月26日から施行する。

附則

(施行期日)

この要領は、平成16年6月29日から施行する。

附則

(施行期日)

この要領は、平成23年6月29日から施行する。

附則

(施行期日)

この要領は、令和3年3月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要領は、令和7年5月22日から施行する。

横浜市地域防災活動奨励助成金交付要綱

制 定 平成8年4月1日

最近改正 令和8年4月1日 防地第3号(統括本部長決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、地域防災拠点運営委員会及び地域防災拠点運営委員会連絡協議会の自主的な活動を奨励し、災害時の地域防災拠点の運営を円滑に行うために、横浜市地域防災活動奨励助成金（以下、「助成金」という。）を交付する際に必要な事項を定める。

2 助成金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 地域防災拠点運営委員会（以下「運営委員会」という。）

災害発生時に、安全かつ秩序ある避難生活の維持等、地域住民の相互協力による防災活動の促進を目的として、地域防災拠点ごとに、地域・学校・行政等で構成する団体をいう。

(2) 地域防災拠点運営委員会連絡協議会（以下「協議会」という。）

地域防災拠点運営委員会相互の緊密な連携を図るため、運営委員会の委員長又は委員長の指名する者及び区行政関係者で構成する団体をいう。

(交付方法)

第3条 助成金は、予算を防災・危機管理統括本部から各区へ配付し、区から協議会へ交付するものとする。

2 助成金の協議会への支出は、地方自治法施行令第163条第2号及び横浜市会計規則51条に基づき、前金払いとすることができる。

3 助成金は、原則として、協議会の取引銀行の預金口座に振り込むものとする。

(交付要件)

第4条 区長は、運営委員会及び協議会が当該年度の4月1日から3月31日までの間に行う、防災訓練、研修会、運営のための会合その他の地域防災拠点の運営及び管理に係る活動に対して、助成金を交付する。

2 前項の規定にかかわらず、交際費、慶弔費、懇親会費、直接事業と関連のない視察・研修費・食糧費等、客観的に公益上必要性が高いとはいえない経費については、本助成金の対象外とする。

(交付基準)

第5条 助成金の基準額は、運営委員会の数に12万円を乗じて得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度途中で運営委員会が新たに発足する場合の助成金の基準額は、次の各号に定める額とする。

(1) 年度内の運営委員会の活動期間が9か月以上の場合は、12万円とする。

(2) 年度内の運営委員会の活動期間が6か月以上9か月未満の場合は9万円とする。

(3) 年度内の運営委員会の活動期間が3か月以上6か月未満の場合は7万円とする。

(4) 年度内の運営委員会の活動期間が3か月未満の場合は2万円とする。

(交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする協議会は、次の各号に定める書類を区長に提出しなければならない。

- (1) 地域防災活動奨励助成金交付申請書（第1号様式）
- (2) 地域防災活動事業計画書（第2号様式）
- (3) 地域防災拠点運営委員会連絡協議会事業予算書（第3号様式）

（交付決定）

第7条 区長は、助成金の交付申請があったときは、申請書類等を審査し、適正と認めるときは助成金の交付を決定し、地域防災活動奨励助成金交付決定通知書（第4号様式）により、協議会に通知するものとする。

- 2 区長は、必要と認めたときは、申請事項の修正を指示し、それに基づき交付額の決定を行うものとする。
- 3 区長は、申請書類等を審査し、不適正と認めるときは、助成金の不交付を決定し、地域防災活動奨励助成金不交付決定通知書（第5号様式）により、申請者に通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第8条 区長は助成金交付を決定した協議会が次のいずれかに該当するときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消すことができるものとし、地域防災活動奨励助成金交付決定取消通知書（第6号様式）により、協議会に通知するものとする。

- (1) この要綱又は助成金交付決定通知書に付した条件に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請、報告又は不正な行為によって補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金の交付決定額を減少すべき事由が生じたとき。

（活動中止及び申請取下げ）

第9条 助成金の交付決定を受けた協議会は、活動の中止及び補助申請の取下げをする場合には、速やかに区長に報告し、その指示に従わなければならない。

（請求）

第10条 助成金の交付決定を受けた協議会は、地域防災活動奨励助成金請求書（第7号様式。以下「請求書」という。）を区長へ提出しなければならない。

- 2 区長は、請求書に基づき、補助金を交付するものとする。

（活動実績報告）

第11条 助成金の交付を受けた協議会は、活動を完了した後、区長が定める期日までに、次の各号に定める書類を区長に提出しなければならない。

- (1) 地域防災活動事業完了報告書（第8号様式）
- (2) 地域防災拠点運営委員会連絡協議会事業決算書（第9号様式）
- (3) 監査報告書（第10号様式）
- (4) 運営委員会事業報告書
- (5) 運営委員会の収支を証する書類の写し

（額の確定）

第12条 区長は、活動実績報告があったときは、その内容を審査し、助成金の額を確定し、地域防災活動奨励助成金額確定通知書（第11号様式）により協議会に通知するものとする。

(返還)

第 13 条 区長は、助成金の額が確定した場合において、交付した助成金に余剰金があると認められる場合は、地域防災活動奨励助成金返還請求書（第 12 号様式）をもって、協議会に対して余剰金の返還を求めるものとする。

(関係書類の整備)

第 14 条 助成金の交付を受けた協議会は、助成金に係る事業の収支を明らかにした会計帳簿、領収証等の関係書類を整理し、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間保存しておかなければならない。

附 則

この要綱は、平成 8 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の第 9 条第 2 項、第 11 条及び第 12 条の規定については、平成 24 年度の補助金に係る事務から適用する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。